

						No.		
高齢者世帯防火診断表				匠瑤市横芝光町消防組合				
世帯区分		1ひとり暮らし世帯		2高齢者世帯		3高齢者を含む世帯		
世帯主	住所	匠瑤市 地区		連絡先(電話番号等)				
		横芝光町 地区						
	目標							
	ふりがな 氏名			生年月日	M T S	年 月 日生		
屋号			性別	男・女	年齢			
保護者等	保護者	住所						
		氏名	続柄()					
		電話						
	直近の 身寄り	住所						
		氏名	続柄()					
		電話						
	民生委 員Hへ ルパー	住所						
		氏名	区分()					
電話								
健康 状 態	1良好(自立生活)		特 記 事 項					
	2寝たり起きたり							
	3寝たきり							
	介護等 の頻度							
緊急通報手段		1簡易型緊急通報装置 2一般加入電話 3携帯電話 4その他() 5緊急通報手段無し(公衆電話)		簡易型緊急通報装置の概要 1経由方式() 2福祉電話から直接方式 3ペンダント方式 4その他()				
個人情報 確認方法		1. 救急医療情報キット 2. その他()		防火指導年月日 平成 年 月 日 職氏名印				

防火診断事項と処置要領

診断事項（指導事項）		適否	是正処置要領
建物・工作物	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
火気使用器具等	1	調理器具名()	
	2	暖房器具名()	
	3	湯沸器具名()	
	4	浴室ボイラー種類()	
	5	かまど・釜()	
	6	掘りこたつ・いろり()	
	7	その他()	
その他		危険物等	

指 導 項 目

1	煙突は、可燃物から15cm以上離すこと。 先端を屋根から垂直距離60cm以上高くすること。							
2	煙突の(取り換えまたは修理・煙突の掃除)を行うこと。							
3	煙突の貫通部にはメガネ石を使用すること。							
4	建物周辺の可燃物を除去または整理すること。							
5	風呂釜(石油)の内部を掃除すること。							
6	火器(こんろ等)は不燃物の台上で使用すること。							
7	火器(こんろ等)の周囲15cmの範囲は不燃性材料でかこむこと。							
8	火器(こんろ等)の上方1mの範囲の可燃物を除去すること。							
9	器具(火器)が破損しているので取り替えること。							
10	室内ガス湯沸器は、上方40cm側方(壁、柱)4.5cm以上離すこと。							
11	火気(器)使用場所の周囲を整理、清掃すること。							
12	ストーブの型式		上方	側方	前方	後方	以上 離すこ と。	
	ガス・石油	放射型	100cm	50cm	100cm	50cm		
		自然対流型	150cm	100cm	100cm	100cm		
	ファンヒーター		100cm	15cm	100cm	15cm		
	温風を全方向に吹き出すもの			100cm	150cm	150cm		150cm
	電気	放射型		100cm	30cm	100cm		4.5cm
全周放射型			100cm	100cm	100cm	100cm		
13	プロパンガスの配管を金属管にすること。							
14	ガス管止めを使用すること。							
15	ガス管が老朽、長すぎるので取り替えること。							
16	火気付近の引火性物品(油類等)をかたずけること。							
17	プロパンガスの容器は、屋外の安全な場所におくこと。							
18	20Kg以上のプロパンガス容器を鎖等で固定すること。							
19	灯油は安全な場所に保管すること(注油は消火してから)。 ガソリンはガソリン携行缶で保管すること。							
20	電気配線がたこ足になっているので改修すること。							
21	コンセント周囲(プラグ)のほこりを掃除すること。							
22	※住宅用火災報知機が設置されているか。							
備 考	連絡先 匠瑳消防署 72-0119 野栄分署 67-1119							
※①寝室に設置すること ②寝室のある階の階段上部								